

社会福祉法人の事業展開等に関する 検討会(第1回)

2019年4月19日

参考資料1

# 参考資料

### 制度改革の経緯

### 社会福祉法人を取り巻く課題

### 福祉サービスの変容

- 1. 福祉ニーズの多様化・複雑化
- 2. 措置から契約への移行
- 3. 多様な事業主体の参入

### 社会福祉法人の運営に対する <u>指摘</u>

- 1. 他の事業主体とのイコールフッティング と社会貢献(規制改革実施計画)
- 2. 内部留保の明確化
- 3. 一部の法人の不適正な運営に 対する指摘

### 公益法人の在り方の見直し

- 1. 平成18年の公益法人制度改革
- 2. 公益法人税制の見直しの議論 (政府税調等)

### 改革の視点

〇公益性・非営利性の徹底 〇国民に対する説明責任の履行 〇地域社会への貢献

# ① 財務諸表・現況報告書・役員 報酬基準の公表

運営の透明性の確保

- ② 国・都道府県・市の連携による法人情報の収集・分析・公表
- ③ 国による全国的なデータベースの整備

# 経営組織のガバナンスの確保

- ① 評議員会による理事·理事会 に対する牽制機能の発揮
- ② 理事・理事会等の権限・義 務・責任の明確化
- ③ 会計監査人制度の導入

#### 財務規律の強化

- ① **適正かつ公正な支出管理** (役員報酬基準の設定、関係者への利益供 与の禁止)
- ② 再投下可能な財産の明確化 (「社会福祉充実残額」の算出)
- 3 再投下可能な財産の計画的再投下(「社会福祉充実計画」の策定)

1

### 社会福祉法等の一部を改正する法律

衆議院可決: 平成27年7月31日 参議院可決: 平成28年3月23日 衆議院再可決,成立,公布

: 平成28年3月31日

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

#### 1. 社会福祉法人制度の改革

#### (1)経営組織のガバナンスの強化

○ 議決機関としての評議員会を必置(小規模法人について評議員定数の経過措置)、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

#### (2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等
- (3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)
  - 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
  - 「社会福祉充実残額(再投下財産額)」(純資産の額から事業の継続に必要な財産額(※)を控除等した額)の明確化 ※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
  - 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

#### (4)地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
- (5)行政の関与の在り方
  - 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

#### 2. 福祉人材の確保の促進

#### (1)介護人材確保に向けた取組の拡大

福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大(社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加)

#### (2)福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等
- (3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等
  - 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入等
- (4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し
  - 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
  - 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
  - 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

### 再投下対象財産(社会福祉充実財産)の使途について

〇 再投下対象財産(社会福祉充実財産)は、法人が社会福祉充実計画を策定することにより、<u>その使</u> 途を「見える化」するものであり、法人の自主的な経営判断の下、収益事業を除き、例えば以下のよ うな様々な事業に柔軟に活用が可能である。

#### 【再投下対象財産】 (社会福祉充実財産)





#### 【第1順位:社会福祉事業】

【職員処遇の改善】



【新たな人材の雇入れ】



【既存建物の建替】



原則、社会福祉充実財産の 全額について、5年間で計 画的に再投資。ただし、合 理的な理由がある場合は、 計画期間を10年まで延長 可能。

#### 【第2順位:地域公益事業】

【単身高齢者の見守り】



【制度の狭間に対応する 包括的な相談支援】



等

【移動支援】



【介護人材の養成事業】



【ケアマネジメント事業】

【第3順位:公益事業】



【配食事業】



※ 地域公益事業は、支援が必要な者に対して、

無料又は低額で行う福祉サービスをいう。

- ① 既存事業の充実又は新規事業の 開設のいずれにも充てることが可 能。
- ② 社会福祉充実財産に加え、控除 対象財産等を組み合わせて、事業 を実施することも可能。
- ※ 公益事業は、地域公益事業以外の公益事業をいう。
  - ③ 社会福祉充実財産は毎年度見直 しを行い、当該財産額の変動等に 応じて使途の変更が可能。

## 平成30年度 都道府県別「社会福祉充実計画」の策定状況等

社会福祉 法人数	社会福祉充実財産 発生法人		
	法人数	割合	
900	44	4.9%	
513	66	12.9%	
334	53	15.9%	
255	26	10.2%	
226	18	8.0%	
217	20	9.2%	
275	37	13.5%	
427	53	12.4%	
326	38	11.7%	
474	41	8.6%	
790	58	7.3%	
637	59	9.3%	
1,044	140	13.4%	
785	76	9.7%	
408	38	9.3%	
198	31	15.7%	
282	27	9.6%	
211	25	11.8%	
210	19	9.0%	
342	41	12.0%	
297	58	19.5%	
454	63	13.9%	
615	61	9.9%	
312	36	11.5%	
	法人数  900 513 334 255 226 217 275 427 326 474 790 637 1,044 785 408 198 282 211 210 342 297 454 615	法人数発生第四34451366334532552622618217202753742753326384744179058637591,04414078576408381983128227211252101934241297584546361561	

都道府県名	社会福祉法人数	社会福祉充実財産 発生法人		
	77.92	法人数	割合	
滋賀県	254	22	8.7%	
京都府	417	45	10.8%	
大阪府	1,123	97	8.6%	
兵庫県	755	101	13.4%	
奈良県	169	33	19.5%	
和歌山県	214	31	14.5%	
鳥取県	110	8	7.3%	
島根県	255	30	11.8%	
岡山県	355	34	9.6%	
広島県	429	47	11.0%	
山口県	302	45	14.9%	
徳島県	174	30	17.2%	
香川県	192	20	10.4%	
愛媛県	216	27	12.5%	
高知県	194	13	6.7%	
福岡県	975	112	11.5%	
佐賀県	243	38	15.6%	
長崎県	516	58	11.2%	
熊本県	660	75	11.4%	
大分県	308	31	10.1%	
宮崎県	304	70	23.0%	
鹿児島県	496	63	12.7%	
沖縄県	459	34	7.4%	
合計	19,652	2,192	11.2%	

### (参考) 地域における公益的な取組に関する委員会 報告書(概要)

- 平成30年度社会福祉推進事業「地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業」において、社会福祉法人による 「地域における公益的な取組」について、以下の目的で検討を実施。
  - ① 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築に寄与している実態を明らかにすること
  - ② 今後更にその実践の輪を広げていくために、社会福祉法人は、法人間の連携とともに、自治体、社会福祉協議会、地域住民等とのつながりを一層強化する必要があり、そうしたつながりをつくっていくために必要な視点を提示すること
  - ③ 地域社会における包括的な支援体制の構築に向けて、社会福祉法人として一層積極的かつ効果的な実践を積み重ねていくための方策を提示すること

### 「地域における公益的な取組」の現状と課題

- 「地域における公益的な取組」は、社会福祉法人の本来的な使命に基づき、これまでの実践の延長線上にあるものとして展開され、これまでも 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築に寄与してきている。
- 「地域における公益的な取組」は、単に社会福祉法に位置付けられた責務ではなく、社会福祉法人が本来有する固有の存在意義を具現化 するものと再認識すべき。
- 今後、こうした実践について、地域共生社会の実現、包括的な支援体制の確立という視点から、見つめ直し、更なる価値や効果・成果を向上させた実践へと発展させていくことが重要である。
- 一方、「地域における公益的な取組は」、これまで、地域住民をはじめ社会にあまり伝わっていないため、自らの取組を積極的に情報発信し、 社会福祉法人の存在意義をアピールし、社会福祉法人が向き合う地域課題を社会全体で共有する必要がある。

### 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の実践の方向性

- 複数の社会福祉法人が連携・協働して、制度の狭間にある課題に向き合い、様々な地域づくりに関わる取組の更なる推進
- 市町村や社会福祉協議会との連携を一層強化し、地域福祉計画策定への参画等、地域共生社会の実現に向けた取組を推進
- 上記取組により(見えなかった)地域課題を広報・発信、社会化し、地域住民とともに解決するシステムの構築

等

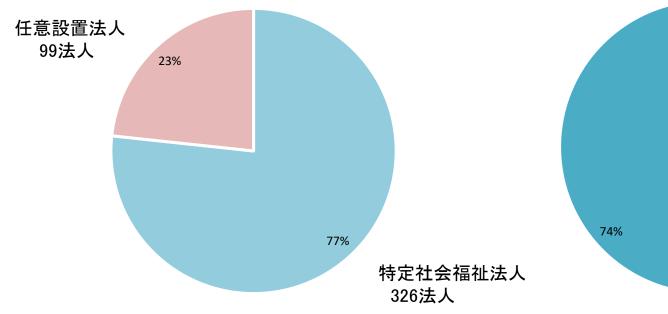
### 平成30年度(7月31日時点)会計監査人設置状況調査(1/2)

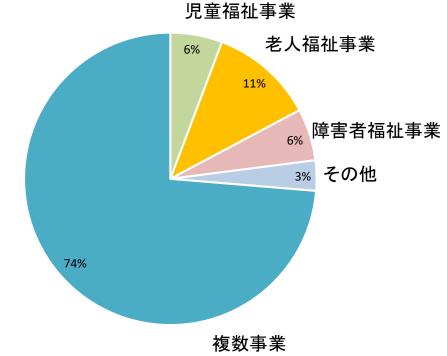
#### ①会計監査人設置法人数割合

### ②会計監査人設置法人の事業区分割合

#### 425法人/20,798法人

※法人総数は平成29年度末現在(福祉行政報告例)



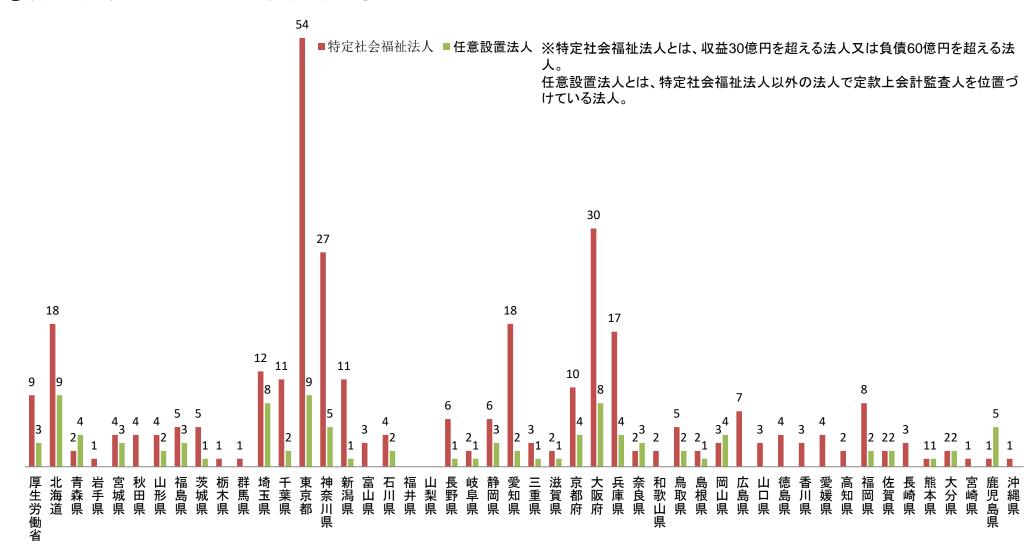


※特定社会福祉法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。 任意設置法人とは、特定社会福祉法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけ ている法人。

出典:厚生労働省福祉基盤課調べ

## 平成30年度(7月31日時点)会計監査人設置状況調査(2/2)

### ③都道府県別会計監査人設置数一覧



### 社会福祉法人の評議員定数の経過措置について

#### 1. 評議員会設置の趣旨・経過措置の概要

- 〇 改正社会福祉法(平成29年4月1日施行)において、それまで任意設置だった評議員会を必置の 議決機関とした。
- ※ 経営組織のガバナンス強化として、理事や理事長に対する牽制機能を発揮させるために、法人運営の基本ルール、体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置づけたもの。
- 〇 評議員については、7人以上とされているが、小規模法人(収益4億円未満(経過措置対象法人))は、法の経過措置により、3年間(平成32年3月末まで)は、4人以上としている。
- ※ 評議員の定数(7人以上)は、租税特別措置法の譲渡所得非課税の適用要件(運営組織が適正であるかの判定)において、理事の定数(6人)以上とされていることを踏まえ、可否同数とならない7人以上としたものである。
- ※ 社会福祉法人制度の見直しを議論した社会保障審議会福祉部会においては、職員体制が薄く、狭い地域に多くの法人が施設を立地させている保育所などの1法人1施設の形態の法人において、評議員の適任者を確保することが難しく、経過的な措置が必要との意見があったことを踏まえたもの。

#### 2. 評議員の充足状況について

- 〇 平成30年4月1日現在における経過措置対象法人(13,315法人)のうち、7人以上の評議員を確保している法人は8,591法人(64.5%)。経過措置適用法人は、4,724法人(35.5%)。
- 〇 このうち、保育事業実施法人では、経過措置対象法人(7,290法人)のうち、7人以上の評議 員を確保している法人は3,564法人(48.9%)。経過措置適用法人は、3,726法人(51.1%)。
- 〇 また、保育事業実施法人のうち東京都内に主たる事務所を置く法人に限ると、経過措置対象法 人(262法人)のうち、7人以上の評議員を確保している法人は98法人(37.4%)。経過措置適用 法人は、164法人(62.6%)。

### 福祉医療機構に届出された計算書類に不整合のあった法人数等※平成31年3月5日現在

#### 計算書類に不整合のある法人数(都道府県別) ※10月末時点、1月末時点、3月末見込み (当年度分)

#### 1 月末→ 10月末→ 10月末→ 10月末 1月末 3月末 3月末 3月末 都道府県名 1月末 時点 時点 改善数 見込み 改善数 改善数 (予定) (予定) 厚生労働省 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 合計

#### 計算書類等をシステムに登録していない法人数(都道府県別) ※10月末時点、1月末時点、3月末見込み

都道府県名	10月末 時点	<i>10月末→</i> <i>1月末</i> 改善数	1月末 時点	1月末→ 3月末 改善数 (予定)	3月末 見込み	10月末→ 3月末 改善数 (予定)
厚生労働省	1	0	1	0	1	0
北海道	8	0	8	6	2	6
青森県	2	0	2	0	2	0
岩手県	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0
山形県	3	0	3	0	3	0
福島県	19	0	19	2	17	2
茨城県	16	0	16	14	2	14
栃木県	5	0	5	3	2	3
群馬県	3	0	3	1	2	1
埼玉県	11	0	11	10	1	10
千葉県	5	0	5	1	4	1
東京都	6	0	6	3	3	3
神奈川県	3	1	2	2	0	3
新潟県	18	1	17	10	7	11
富山県	1	0	1	1	Ó	1
石川県	10	0	10	6	4	6
福井県	20	0	20	13	7	13
山梨県	3	0	3	1	2	1
長野県	3	0	4		0	
	0		0	4	0	4
岐阜県		0	~~~~~~	0	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	0
静岡県	3	0	3	2	1	2
愛知県	38	5	33	6	27	11
三重県	1	0	1	0	1	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0
京都府	3	0	3	2	1	2
大阪府	53	2	51	10	41	12
兵庫県	2	0	2	1	1	1
奈良県	4	2	2	2	0	4
和歌山県	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0
広島県	6	0	6	0	6	0
山口県	2	0	2	0	2	0
徳島県	1	0	1	1	0	1
香川県	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0
高知県	4	0	4	1	3	1
福岡県	27	0	27	5	22	5
佐賀県	1	0	1	0	1	0
長崎県	1	0	1	1	0	1
熊本県	4	0	4	3	1	3
大分県	3	0	3	2	1	2
宮崎県	1	0	1	0	1	0
鹿児島県	1	0	1	0	1	0
沖縄県	6	0	6	3	3	3
合計	299	11	288	116	172	127
н н і		11		110	. , _	121

### 社会福祉法人の指導監査の見直しに関する取組

指導監査について、団体、自治体と意見交換を行い、必要に応じて指導監査要綱等の見直し や監査を行う所轄庁職員に対する研修会を実施している。

### 平成29年度

### <通知等>

- 〇「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付局長連名通知) を発出し、会計監査人設置等による監査周期の延長等、指導方法の標準化等の措置を実施
- 「指導監査ガイドライン」を示し、法令等の確認事項(チェックポイント)、確認を行う際に着目 すべき点(着眼点)、文書指摘等を行う基準(指摘基準)等を明示
  - ※ 通知発出にあたっては、関係団体及び自治体との意見交換を踏まえるとともにパブリックコメントを実施。

### 〈研修会〉

〇 所轄庁(一般市も含む)職員に対する新指導監査実施要綱に関するブロック別担当者研修会の開催【5月~6月に北海道·東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州の全6ブロック】

### <意見交換会>

〇 関係団体(5団体)、自治体(10自治体)と指導監査に関する実施状況の把握及び効率的・ 効果的な実施に向けた意見交換会を実施【12月】

### 平成30年度(平成31年度も同様の予定)

- 〇 所轄庁職員に対する研修の実施 【厚生労働省にて実施】
- 〇 指導監査に関する関係団体、自治体との意見交換【自治体ブロック会議など】

### (参考) 社会福祉法人の経営の大規模化・協働化について

- 昨年の経済財政諮問会議、未来投資会議等において、社会福祉法人の経営の大規模化・協働化に向けた検討等が求められている。
- 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日 閣議決定)
- 第3章 「経済・財政一体改革」の推進
- 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題
- (1) 社会保障

#### (医療・介護サービスの生産性向上)

- (略)人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、AIの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・IOT・AI・センサーの活用を図る。また、診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成過程を整備するとともに、総合診療医の養成を促進する。従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する。
- 経済政策の方向性に関する中間整理(平成30年11月26日 未来投資会議・まち・ひと・し ごと創生会議・経済財政諮問会議・規制改革推進会議)
- 第2章 成長戦略の方向性 2. 全世代型社会保障への改革
- ③疾病・介護予防(保険者の予防措置へのインセンティブ)及び次世代ヘルスケア(「いつでもどこでもケア」)
- (2)次世代ヘルスケア(「いつでもどこでもケア」)

#### (複数の医療法人・社会福祉法人の合併・経営統合等)

・経営の安定化に向けて、<u>医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と</u> 社会福祉法人の連携方策を検討する。